
第3回 プラットフォームにおける
データ取扱いルールの実装に関する検討会

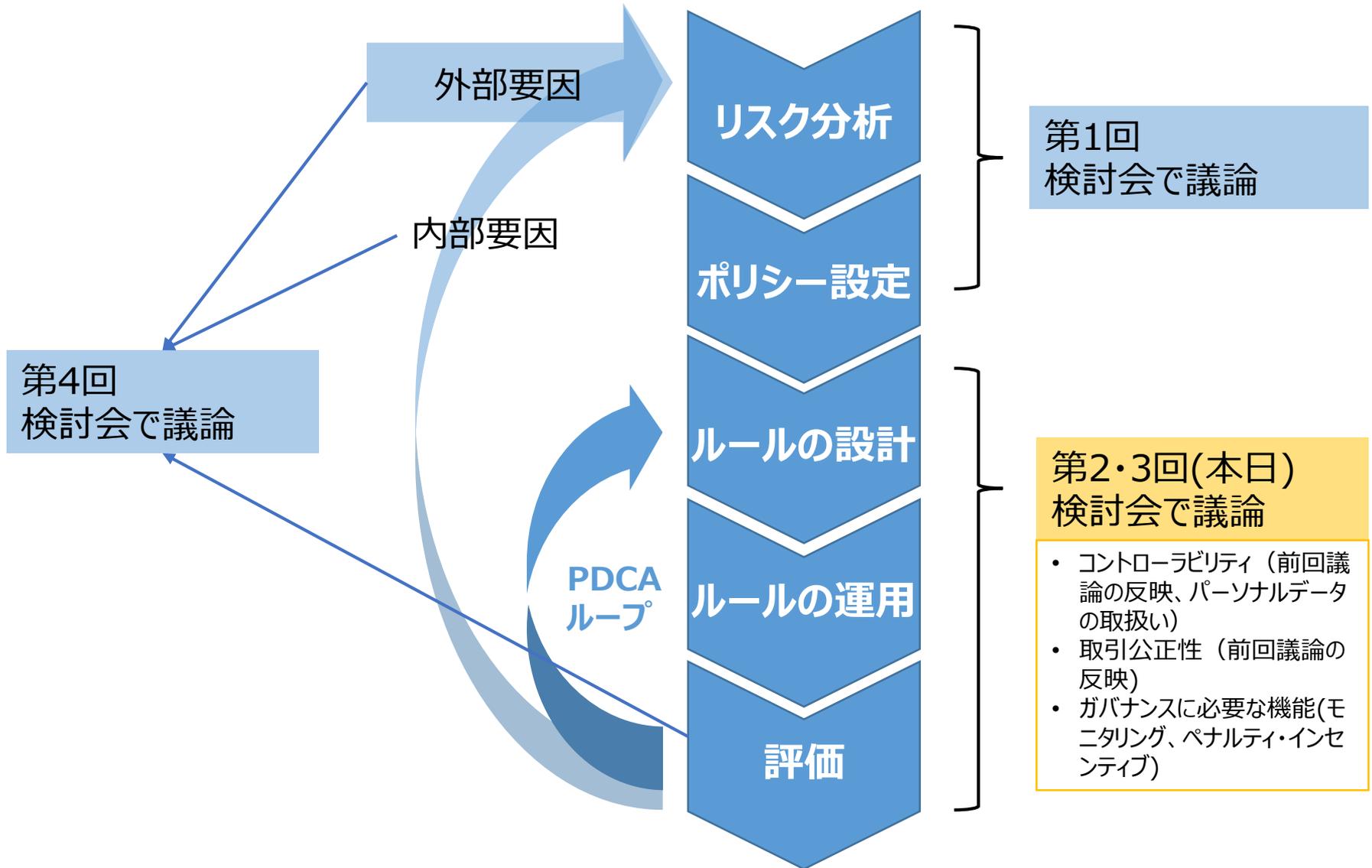
事務局説明資料

2021年9月30日

デジタル庁

内閣府 知的財産戦略推進事務局

これまでの検討と本日の議論スコープ

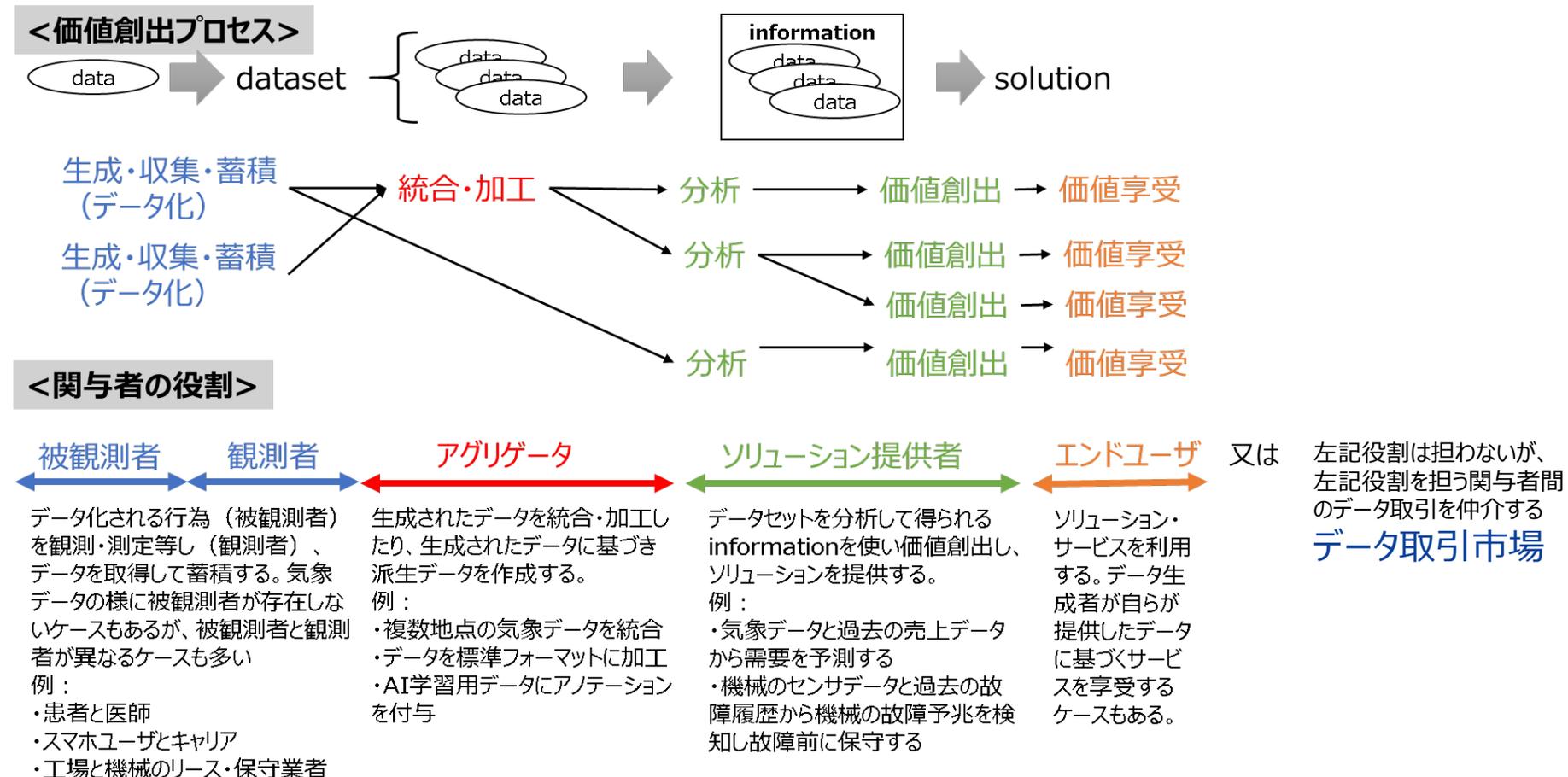


第2回検討会後のupdateは赤字にて表示 (但し、新規に追加したスライドについては、スライドタイトルのみを赤字で表示)

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step1

Step1 : データからの価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

- ・ 求められている価値（データ利活用により創出することが期待されている価値）、
 - ・ 必要となるデータ、
 - ・ 関与者を特定して、
- データからの価値創出プロセスと関与者を描き、当該プロセスにおけるPFの役割を確認する。



リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step1の留意点

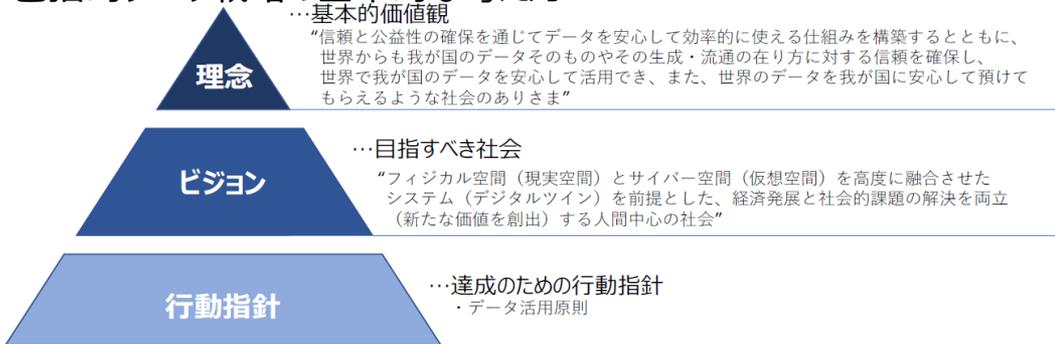
1. 価値創出プロセスの関与者だけでなく、関与者となり得る者や、提供される価値に対して利害・関心を持つ者もステークホルダーである。求められる価値を特定する際には、価値創出プロセスの関与者にとっただけでなく、これらステークホルダーについても適切なものであるか（例：価値を享受しない者に対して差別的な扱いをもたらす恐れはないか）確認する。
例：特定事業者の間で価格や販売数量のデータをやりとりすることはカルテルに該当するおそれあり
2. 必要なデータを特定する際には、これが「求められる価値」と比して均衡性があるか、必要以上のデータを扱おうとしていないか確認する。
例：機械の保守・メンテナンスサービスを提供する名目で、保守・メンテナンスに関係のない情報まで取得しようとしていないか
3. 関与者を特定する際には、観測・測定・記録等によりデータ生成に貢献する観測者の他に、観測・測定・記録の対象となる被観測者の有無も確認する。観測者と被観測者とは、データに対する利害関心が大きく異なる。
例：街に設置されたカメラ画像を分析して混雑状況を3段階評価して提供する場合、ユーザにとっては行動監視に対する懸念が最大の関心事である一方で、混在状況情報の提供者にとっては提供先による流用の懸念も大きい。
4. 求められている価値が複数想定される場合は、各価値ごとに価値創出プロセスと関与者を描く。
例：あるPFを通して流通するデータが、患者個々人の医療カスタマイズサービスにも創薬にも利用されることが想定されるなら、各々について価値創出プロセスと関与者を描く。
5. エンドユーザが享受する価値について、価値創出プロセスを描く。PFがソリューション提供者以外の役割を果たす場合は、求められている価値はPFが参加者に直接的に提供する価値とは一致しないことに注意。
例：PFがアグリゲータの役割を果たす場合も、エンドユーザが享受する価値まで価値創出プロセスを描く
6. PFが価値創出プロセス（被観測者、観測者、アグリゲータ、ソリューション提供者、エンドユーザ）の一部・又は複数を担当する場合（データサービスPF）も、自らは価値創出プロセスを担わず関与者間のデータ取引を仲介する（データ取引市場）場合もある。両者が負うリスクは異なるため、PFがどちらの役割を担うか区別しておく。
例：データ取引市場は、データ提供者からデータを一時的に受領し対価の支払いを確認した後にデータ利用者へデータを引き渡すことはあり得るが、データを継続的に保管する観測者やアグリゲータ、ソリューション提供者に比べれば、データ取引市場が負う情報セキュリティリスクが低い。

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step2

Step2 : リスクの特定

関係者のデータに対する利害・関心を把握し、下記、「リスクを特定する際の着眼点」にてらして、誰のどのような利害・関心がデータ流通の阻害要因となるかを検討することで、価値創出プロセス上のリスクを特定する。

包括的データ戦略の基本的な考え方



- ① データがつながり、いつでも使える
・つながる（相互運用性・重複排除・効率性向上）
・いつでもどこでもすぐに使える（可用性・迅速性・広域性）
- ② データを勝手に使われない、安心して使える
・自分で決められる、勝手に使われない（コントロールレジ、プライバシーの確保）
・安心して使える（セキュリティ・真正性・信頼）
- ③ 新たな価値の創出のためみんなで協力する
・みんなで作る（共創・新たな価値の創出・プラットフォームの原則）

データ流通の阻害要因（再掲）

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール（再掲）

a	提供データについて関係者の利害・関心の表明
b	意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入
c	データに関するガバナンスの構築
d	公正なデータ取引の担保
e	ロックイン防止のための仕組みの導入

リスクを特定する際の着眼点

1. プライバシーの尊重
2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重
3. 公正な取引の実施
4. 取引相手のガバナンス状況

包括的データ戦略の「行動指針」の②に対応

「データ流通の阻害要因」をカバー

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step2の留意点

1. 「プライバシーの尊重」について

- 被観測者（データ主体）だけでなく被観測者となり得る個人もステークホルダーである。前者だけでなく後者に対してもプライバシーに対する懸念・不安を抱かせる恐れがないか検討することが重要。

2. 「知的財産及び経営上の機微情報の尊重」

- 提供されるデータについて、誰に何について（アクセス可能な者の範囲、データの利用目的等）コントロールが必須か、という視点を踏まえ検討する。

3. 「公正な取引の実施」について

- データ利用目的が公正性を欠くものとなるおそれを検討する。
- データ取引条件が公正性を欠くものとなるおそれを検討する。
- 規模の経済やネットワーク効果により弊害が生じるおそれはないか検討する。

4. 「取引相手のガバナンス状況」について

- PFから撤退する参加者について、撤退後もエンフォースメントが可能かどうか検討することも必要。
- 未然に防止すべきリスクと共に、紛争・損害が生じた際の対応におけるリスクも特定要。その際、エンドユーザやPFに参加していない第三者が受けた損害の責任の所在が不明確にならないようにすることが重要。

例：参加者間又は参加者と第三者との間に紛争が生じた際、紛争解決を当事者に委ねる場合とPFが関与する場合とのリスク検討

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step3

Step3 : リスクへの対応方針の決定

- ・影響 : 当該リスクがどの程度ステークホルダーの信頼を毀損しデータ流通を阻害するか
- ・頻度 : 当該リスクがどの程度の頻度で発生し得るか

を踏まえてリスクへの対応方針を決定する。その際、対応によって生じるデータ流通の制約下において、求められている価値が創出可能か否かについても考慮をする。

<リスク対応の種類>

	影響小	影響大
頻度高	<p>軽減 : リスクを受容可能なレベルに減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : 意図しないデータ利用を防止するため、データ利用条件に疑義が生じないよう、選択可能なデータの利用条件を明示する。 ・例 : プライバシー尊重のため、個人情報について適切な同意取得がされるよう、特定要件を満たす同意取得プロセスをPF参加者に課す。 	<p>回避 : リスクの原因を取り除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有する ・例 : 個人の権利・利益の保護のため、PF上で個人情報を取り扱わない
頻度低	<p>受容 : 対策を行わずに受け入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : サービス拡大に際し、個人情報についての既存の同意取得範囲を確認した結果、新サービスについても適切な同意取得がなされていると判断した場合、プライバシーポリシーの改定や同意の再取得を行わない。 	<p>転嫁 : リスクの結果と責任を第三者へ移す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : PF参加者に情報漏洩について保険加入を課す

リスク対応方針とルールの関係	
ルール設計	イメージ (仮想事例)
リスク対応方針	PF参加企業の経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有
→ ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業の経営上の秘密を最大限に尊重 ・十分な情報漏洩防止措置を参加要件化 ・参加者にとって透明な審査プロセスの実施
→ 契約	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩防止措置の義務化と違反時のペナルティ規定 ・新規参加の審査・決定プロセスの規定 ・退会時の義務の規定
→ プロセス・IT	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参加の要件審査をし、参加可否を全既存参加企業にはかる会議体の運用 ・情報漏洩防止措置に必要なソフトウェアの配布
→ 人材・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・上記会議体の事務局組織の構築
→ 評価方法・指標	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩防止措置の実施状況 (最新ソフトウェアのインストール状況、教育の実施状況等) の調査と結果の公開

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step3の留意点

1. リスク対応方針に基づいて、ルールの実装を実施することになる。
2. 「回避」対応はデータ流通への制約が大きく、制約下において求められている価値の創出が可能かどうか注意が必要。
3. リスクへの対処方針を検討する過程で、特に求められている価値の創出が困難となる場合には、価値創出プロセスの再検討が必要となる場合もある。その場合にはStep1に戻って再検討を行う。リスクが受容可能なレベルになるまで、Step1～Step3を繰り返す。
4. 「転嫁」対応をとっても、全てのリスクを第三者へ移転できるわけではない点は注意が必要。残ったリスクに対して別途対応方針を検討する必要がある。
例：情報漏洩保険に加入しても、金銭的なリスクは移転できるが社会的信用の失墜には対応できない。
5. ルールの再設計が必要となるタイミングを把握することができるよう、決定したリスク対応方針の見直しが必要となる要因についても検討しておく。

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step4

Step4 : ポリシー設定

リスク対応方針の実行を価値創出プロセスの関与者をはじめとするステークホルダーに対して約束するため、PFにおけるデータ取扱いポリシーを定め、関与者に説明する

PFにおけるデータ取扱いポリシーの役割

1. PFに実装されるデータ取扱いルールをステークホルダーに理解頂くことで、ルールに対する信頼を醸成する
2. PF運営者及びPF参加者に対して、データ取扱いルールの遵守を促す
3. ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションと協議の機会を提供し、PDCAサイクルの実行とルール再設計の必要性把握を可能とする

<留意点>

1. リスク対応方針そのものと共に、リスクへの対処方針を決定した際の価値基準・価値観（例：プライバシーの尊重、PF参加者の経営上の秘密の保護）が、ステークホルダーに容易に理解できるような内容とする。
2. ステークホルダーへの説明の方法、PF参加時の参加者への提示の仕方、ポリシーの更新時のプロセスと説明・提示の仕方についても検討が必要
3. PF運営者だけでなくPF参加者やその他のステークホルダーにとっても必要性が理解され、共感される内容とする。特にプライバシーの尊重に関するポリシーは、価値創出プロセスに現に関与している個人（被観測者）だけでなく今後関与する可能性のある個人（被観測者になり得る者）に向けても、分かりやすく説明を行うことが重要。
4. データ取扱いルールの実効性を担保するためどのようなPDCAサイクルを回す方針なのか、必要が生じた際適切なタイミングでルールを再設計できるようの方針を掲げるのかも表現することが望ましい。

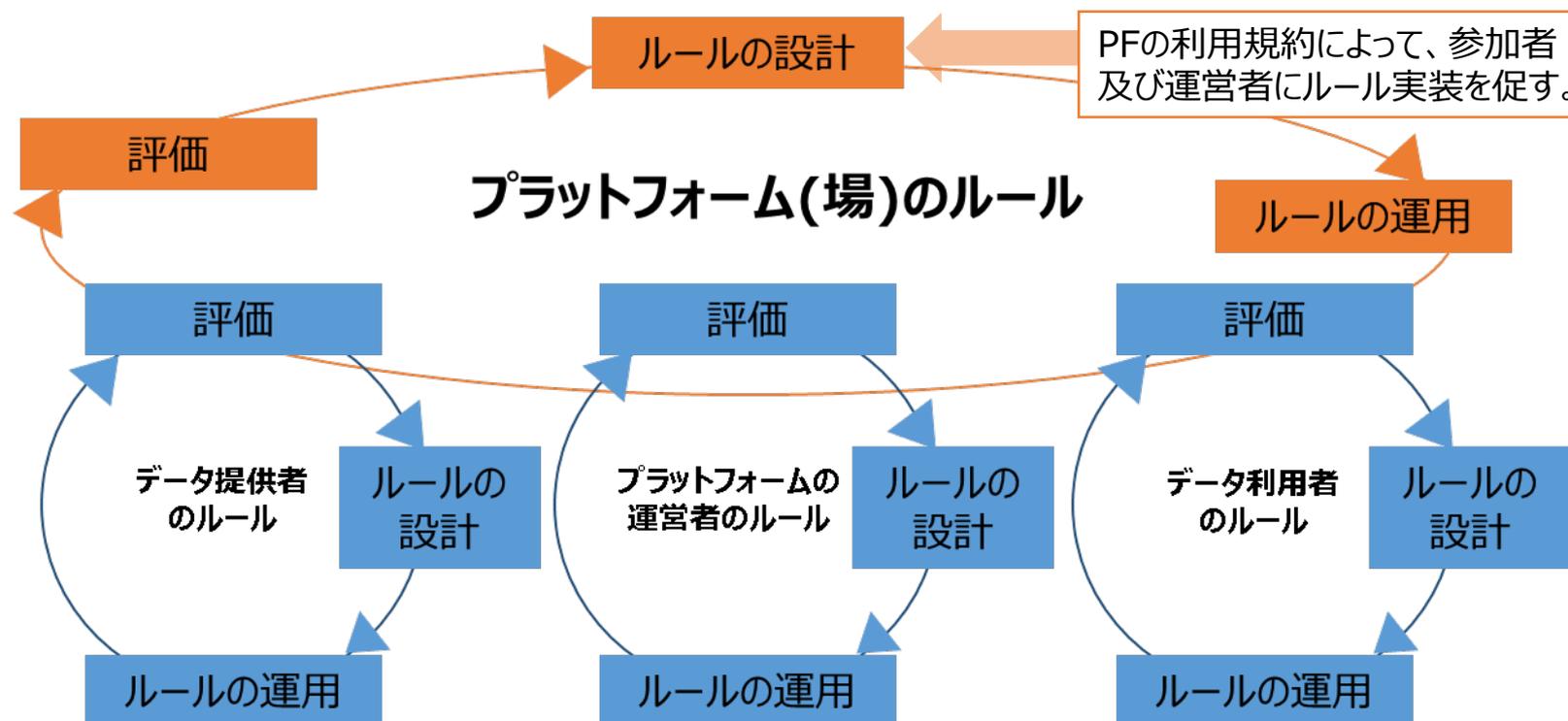
ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-1

Step5-1 : PFの利用規約の役割

PFにおけるデータ取扱いポリシーを履行するには、

- PFへの参加者(データ提供者、利用者)および
- PFの運営者(データサービスPFの運営者、データ取引市場の運営者)(※1)

が各々、ポリシー履行に必要なルールを実装する必要がある。このため、ルール実装を促すよう、PFの利用規約を設計する必要がある。



※1: データサービスPFの運営者はデータ提供者・利用者の役割も果たすことから、プラットフォームの運営者のルールに加えてデータ提供者・利用者のルールも自身の組織内に構築することになる。データ取引市場の運営者はデータ提供者・利用者の役割は果たさないことから、プラットフォーム運営者のルールのみを自身の組織内に構築する。

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-2

Step5-2 : ルール設計の際に検討すべき項目

PFの参加者・運営者は、以下の「ルール設計の際に検討すべき項目」を組み合わせて各自のルールを実装する。そこで、PFの利用規約には、これらの項目についてどのようなルール設計が必要かを盛り込む。なお、PFの利用規約やPFの参加者・運営者各々のルールは、全体で①具体的で、②ステークホルダーに対して分かりやすく、③変化にフレキシブルなルールとなるよう留意する。

ルール設計の際に検討すべき項目		特徴	要求レベル		
			①	②	③
ポリシー (Step4で設定)	データを取扱うに際しての価値観・方針を分かりやすく説明するもの (例：プライバシー憲章)	ステークホルダーに理解しやすい内容とするためには、コンセプトの明確さが重要であるため、具体性を持たせることは難しい場合がある	低	高	中
契約	ポリシー遵守のため、取引の相手方と約束すべき事項 (例：利用目的・期間、第三者提供範囲)	法律文書である契約は、専門家以外には解釈が難しいことが多いため、別途重要事項説明書を作成したり、同意取得のプロセスを工夫することでステークホルダーにも明確に理解できるよう工夫が必要(※1)。頻繁に更新することは難しいため、ルールのフレキシビリティを担保するためには具体的な規定が難しい場合がある	中	中～低 ※1	中
プロセス・IT	ポリシーおよび契約の遵守のため、自身が実行すべき処理やこれに必要なIT (例：同意取得・コネクタ)	アクションアイテムのレベルの具体性が必要	高	中	高
人材・組織	プロセスの実行やITの導入・運用に必要な人材の確保・育成、組織の構築・運営		高	中	高

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3

Step5-3 : PFの利用規約に求められる機能

PFの利用規約には、①PFにおけるデータ取扱いポリシーの履行に必要な機能、②ガバナンスに必要な機能が求められる。

リスクを特定する際の着眼点 (Step2)

1. プライバシーの尊重
2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重
3. 公正な取引の実施
4. 取引相手のガバナンス状況

PFにおける
データ取扱いポリシー

PFの利用規約に求められる機能

①PFにおける
データ取扱いポ
リシー履行に必
要な機能

データに対するコント
ローラビリティ担保機能

取引公正性の担保機
能

②ガバナンスに
必要な機能

ルール運用状況のモニ
タリング機能

ルール遵守を促すため
の機能（ペナルティと
インセンティブの決定と
執行の機能）

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3 コントローラビリティ

データ取引タイプによる、必要とされるコントローラビリティ担保機能のレベルの違い

<データ取引タイプ>

- ① Openタイプ：データを不特定の相手へ第三者提供可能、利用目的の限定は原則なし、有償・無償問わない
- ② Shareタイプ：データ提供者が同意した相手に同意した利用目的の範囲でのみデータを第三者提供可能
- ③ Closedタイプ：データの第三者提供は原則不可、特定の相手のみに特定の利用目的の範囲でデータ提供者が直接提供

データ取引当事者の関心事	A	B	C	D	E	F
①Open	高	高	低	低	低	低
②Share	高	高	高	高	高	高
③Close	高	非常に高	非常に高	原則第三者提供不可、例外的に許諾された場合は非常に高	原則第三者提供不可、例外的に許諾された場合は非常に高	原則第三者提供不可、例外的に許諾された場合は非常に高

コントローラビリティの担保機能を設計する際に考慮が必要なデータ取引当事者(データ提供者・利用者)の関心事(ノンパーソナルデータの場合)



データ利用者のデータ提供者に対する関心事

- A) データ提供者は適法な手段でデータを入手しているか、第三者の知財を侵害していないか、第三者(1)とデータ提供者との間の契約で課された処理等を施し、第三者(1)の同意のもとでデータ利用者にデータ提供しているか。第三者(1)との関係で利用条件の変更が必要になった際は速やかにデータ提供者へ通知しているか。
- B) データ提供者はデータ利用者とデータ取引契約を交わした者か。

データ提供者のデータ利用者に対する関心事

- B) データ利用者はデータ提供者とデータ取引契約を交わした者か。
- C) データ利用者は、データ提供者から許諾された目的の範囲内で利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- D) 第三者提供先(第三者(2))はデータ提供者から許諾された範囲内の相手か

- E) 第三者(2)は、データ提供者とデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲内でデータを利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- F) データ提供者に無断で第三者(2)からなる第三者提供がなされていないか

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3 コントローラビリティ

個人情報保護法における個人(データ主体)のデータに対するコントローラビリティの概略

	データの種別	個人情報保護法の規定	個人情報保護法の範囲
パーソナルデータ ※1	個人情報以外 下記以外 ・死亡している個人に関する情報 ・もともと個人を識別できない情報	個人情報保護法には関連規定なし 但し、提供元では個人データに該当しないものの提供先において個人データとなること想定される情報の第三者提供は、本人同意が得られていることの確認要	プライバシーマーク制度の対象 個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を定め、体制を整備し、適切な取り扱いを行っている業者に申請により付与。取得を取引要件とする事業者有。
	匿名加工情報 本人特定できないように個人情報を加工したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的に制限なし ・ 第三者提供可 (ただし、提供項目と提供方法の公表は要) 	
	仮名加工情報 他の情報と照合しない限り本人特定できないよう個人情報を加工したもの (このうち、削除した情報等も保有している等、他の情報と照合可能な状態にあるものは、個人情報に位置付けられる)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的に制限なし ・ 第三者提供不可 (委託、共同利用は可) ・ 目的外利用可 (ただし、利用目的を特定して公表要) ・ 第三者提供不可 (委託、共同利用は可) 	
	(上記・下記以外の) 個人情報/個人データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得には利用目的の本人通知・公表要 ・ 目的外利用不可 (本人同意があれば可) ・ 第三者提供不可 (本人同意があれば可) ・ 所定の要件を満たす場合、オプトアウトによる第三者提供が可能 	
	要配慮個人情報 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように配慮を要する情報 ex. 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、障害等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得に本人同意要 ・ 目的外利用不可 (本人同意があれば可) ・ 第三者提供不可(本人同意があれば可) ・ オプトアウトによる第三者提供は禁止 	

※1: パーソナルデータ: 特定の個人が識別できるかどうかによらず、個人に関する情報

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3 コントローラビリティ

取引されるパーソナルデータの種別による、必要とされるコントローラビリティ担保機能のレベルの違い

	データ取引当事者の関心事	A1	A2	A3	A4	B	C	D	E	F
個人情報	① 要配慮個人情報	非常に高	非常に高	—	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高
	② ①③以外の個人情報/個人データ	非常に高	非常に高	—	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高
	③ 仮名加工情報	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高	原則データ提供者から先への提供不可 例外的に提供する場合(委託、共同利用)は非常に高				
④ 仮名加工情報										
その他	⑤ 匿名加工情報	非常に高	非常に高	非常に高	高	高	データ取引タイプに応じて異なる			

コントローラビリティ担保機能を設計する際に考慮が必要なデータ取引当事者（データ提供者・利用者）の関心事（データ取引当事者がパーソナルデータを取引する場合）



データ利用者のデータ提供者に対する関心事

- A1) データ提供者は適法な方法で利用目的をデータ主体に通知・公表したりデータ主体の同意を得てデータを取得しているか
- A2) データ提供者は適法な方法でデータ主体の同意を得る、提供項目と方法を公表する等してデータ利用者にデータを提供しているか
- A3) データ提供者はデータ主体との契約に定められた匿名加工又は仮名加工の処理を適切に実施した上でデータ利用者にデータ提供しているか
- A4) データ提供者はデータ主体から許諾を得ている利用目的、第三者提供先を踏まえたデータ利用条件を提示しているか
- B) データ提供者はデータ利用者とデータ取引契約を交わした者か。

データ提供者のデータ利用者に対する関心事

- B) データ利用者はデータ提供者とデータ取引契約を交わした者か。
- C) データ利用者は、利用目的をデータ主体に通知・公表し、データ提供者から許諾された目的の範囲内で利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- D) 第三者提供先（第三者(2)）はデータ提供者から許諾された範囲内の相手か
- E) 第三者(2)は、利用目的をデータ主体に通知・公表し、データ提供者とデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲内でデータを利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- F) データ提供者に無断で第三者(2)からさらなる第三者提供がなされていないか

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3 コントローラビリティ

コントローラビリティ担保とガバナンスに必要なデータ取引契約の項目・プロセス

関心事	A	B	C	D	E、F
当事者間のデータ取引契約の項目・プロセス	データ提供者による表明保証とデータ利用者による表明内容の確認	データ転送前に契約当事者の真正性を確認	包括的なデータ利用目的で契約を締結する際には、データ提供者に その旨明確に説明した上で 合意を取得	包括的な第三者提供範囲で契約を締結する際には、データ提供者に その旨明確に説明した上で 合意を取得	データ利用者が <ul style="list-style-type: none"> 第三者提供先のガバナンスを管理・監督 又は 第三者提供先から利用目的・さらなる提供先の報告を受ける


各項目・プロセスについて当事者間のデータ取引契約に規定したり契約手続きの際に実施することを、①義務付けるのか、②推奨するのか、③何も定めず当事者に任せるのか、の検討し、結果をPFの利用規約に定める

<留意点>

- 検討は、必要とされるコントローラビリティ担保機能のレベルに基づき行う
- ①義務付ける場合は、ガバナンスのために、これをPFの参加条件とすると共に、違反時には参加資格をはく奪することもPFの利用規約に規定し、ルール遵守を促す。
- ②推奨する場合は、各項目をデータ取引契約において規定している参加者を見える化することが、規定することへのインセンティブとなる場合がある。

高

 必要とされるコントローラビリティ担保機能のレベル

低

①義務付ける

 ②推奨する

 ③当事者に任せる

コントローラビリティの担保機能を設計する際に考慮が必要なデータ取引当事者(データ提供者・利用者)の関心事(ノンパーソナルデータの場合)



データ利用者のデータ提供者に対する関心事

- A) データ提供者は適法な手段でデータを入手しているか、第三者の知財を侵害していないか、第三者(1)とデータ提供者との間の契約で課された処理等を実施し、第三者(1)の同意のもとでデータ利用者にデータ提供しているか。第三者(1)との関係で利用条件の変更が必要になった際は速やかにデータ提供者へ通知しているか。
- B) データ提供者はデータ利用者とデータ取引契約を交わした者か。

データ提供者のデータ利用者に対する関心事

- B) データ利用者はデータ提供者とデータ取引契約を交わした者か。
- C) データ利用者は、データ提供者から許諾された目的の範囲内で利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- D) 第三者提供先(第三者(2))はデータ提供者から許諾された範囲内の相手か
- E) 第三者(2)は、データ提供者とデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲内でデータを利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- F) データ提供者に無断で第三者(2)からさらなる第三者提供がなされていないか

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3 コントローラビリティ

コントローラビリティ担保とガバナンスに利用可能なITの機能

ITの機能 (※1)	エン フォース	トレース	取引当事者の関心事に必要とされる機能					
			A	B	C	D	E	F
アクセス制御	可	可	レ	レ				
秘匿制御	可	可	レ	レ				
流通制御	不可	可	レ			レ		レ
複製制御	不可	可	レ		レ		レ	
改変制御	不可	可	レ		レ		レ	

- 関心事Bについては、履行の担保と来歴記録が可能
- その他の関心事については、履行の担保はできないが、来歴が存在すれば履行したことを確認することは可能

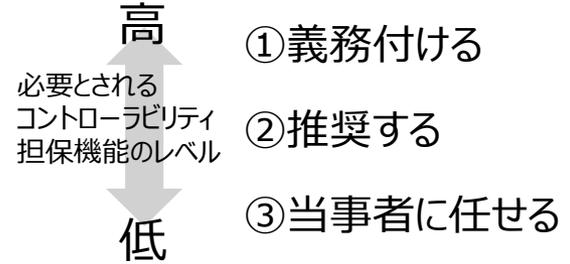
※1: ITの各機能の説明

- アクセス制御: 契約に基づき、対象データの転送可否を制御
- 秘匿機能: 契約に基づき、対象データの内容を開示可否を制御 (暗号を解除等)
- 流通制御: ある主体に提供したデータに対して、第三者提供の可否を制限
- 複製制御: ある主体に提供したデータに対して、複製可否を制限する
- 改変制御: ある主体に提供したデータに対する、改変可否を制御

ITをデータ取引に利用することを ①義務付けるのか、②推奨するのか、③何も定めず当事者に任せるのか、の検討し、結果をPFの利用規約に定める

<留意点>

- 検討は、必要とされるコントローラビリティ担保機能のレベルに基づき行う
- ①義務付ける場合は、ガバナンスのために、ITの利用をPFの参加条件とすると共に、違反時には参加資格をなくすることもPFの利用規約に規定し、ルール遵守を促す。
- ②推奨する場合は、ITを利用している参加者が見える化することが、IT利用へのインセンティブとなる場合がある。



コントローラビリティの担保機能を設計する際に考慮が必要なデータ取引当事者(データ提供者・利用者)の関心事(ノンパーソナルデータの場合)



データ利用者のデータ提供者に対する関心事

- A) データ提供者は適法な手段でデータを入手しているか、第三者の知財を侵害していないか、第三者(1)とデータ提供者との間の契約で課された処理等を施し、第三者(1)の同意のもとでデータ利用者へデータ提供しているか。第三者(1)との関係で利用条件の変更が必要となった際も速やかにデータ提供者へ通知しているか。
- B) データ提供者はデータ利用者へデータ取引契約を交わした者か。

データ提供者のデータ利用者に対する関心事

- B) データ利用者はデータ提供者とデータ取引契約を交わした者か。
- C) データ利用者は、データ提供者から許諾された目的の範囲内で利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- D) 第三者提供先 (第三者(2))はデータ提供者から許諾された範囲内の相手か

- E) 第三者(2)は、データ提供者とデータ利用者間の契約で許諾された目的の範囲内でデータを利用しているか、利用後は法定保存期間及び契約に基づきデータ消去等の措置を講じているか
- F) データ提供者に無断で第三者(2)からさらなる第三者提供がなされていないか

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5-3 取引の公正性

取引公正性の担保とそのガバナンスのためのPFの利用規約

公正性に関する問題	取引公正性の担保 のためのPFの利用規約の例	ガバナンス	
		モニタリングのための PFの利用規約の例	ペナルティの規定例
データ利用目的（創出する価値）に関する問題 例： ・カルテル目的のデータ共有 ・PFが生成した参加者のPF上のアクティビティ情報を利用し参加者と競合するサービスをPF自身が有利な条件で展開	参加者間、参加者とPF間の不正な目的のためのデータ取引を禁止 PFが実施するサービスに制限を課す(例：参加者と競合するサービス提供の禁止)	・ガバニングボディに対するPFの利用規約違反の申し立て手段（※1） ・ガバニングボディによるPFの参加者、運営者に対する監査手段	注意喚起、違反の公表、取引停止命令、参加資格のはく奪
データ取引条件に関する問題 例： ・下請けから不正な条件でデータを取得 ・他のPFへのデータ提供を禁止	参加者間、参加者とPF間の不正なデータ取引条件でのデータ取引を禁止 不正な参加条件を課すことを禁止 参加条件の透明性の担保措置を規定 (例：参加条件の公開や 条件変更時の事前説明)		違反時のペナルティ(参加資格のはく奪等)を規定 注意喚起、違反の公表、取引停止命令、参加資格のはく奪 参加条件の是正命令
規模の経済・ネットワーク効果による弊害	データポータビリティ・インターオペラビリティ（※2）の確保を規定		データポータビリティ・インターオペラビリティの確保命令（※2）

取引やサービスの停止命令等はPFの参加者・運営者の事業運営に大きな影響を与え得るため、そのあり方（可否も含めて）の議論要

※1:ガバニングボディには中立性が必須。詳細はp.17参照
 ※2:参加者がPFに預けたデータだけでなく、参加者と紐付けてPFが管理しているデータも開示する場合には、不正性の是正に必要な範囲が限度となるよう検討が必要。PFが付与したアノテーションデータ等にはPFの投資がなされており、一律にデータポータビリティ・インターオペラビリティの対象とすべきではない。

モニタリングおよび、ペナルティ・インセンティブメカニズムを設計する際の留意点

1. 主体(ガバニング・ボディ)の中立性
 - PF運営者が当事者とならない行為(例：データ取引市場の運営者の仲介によって行われるデータ提供者と利用者とのデータ取引行為)については、運営者が中立な立場からモニター及び、ペナルティ・インセンティブの決定・執行主体となることが可能
 - PF運営者が当事者となる行為(例：データサービスPFの運営者が個人から収集した個人情報を匿名化してデータ利用者へ提供)は、中立的な立場からモニター及びペナルティ・インセンティブの決定・執行が可能な第三者組織をガバニング・ボディとして設置することが必要
2. モニタリング項目とペナルティ・インセンティブ決定・執行の判断基準の透明性
予め、誰が、何のために、どのような事項についてどうやって情報を収集し、これを使って誰がどのような基準でペナルティ・インセンティブを決定・執行するのか、ステークホルダーに明らかにしておくことが必要
3. 必要最低限のモニタリング
取引実態自体が営業上の秘密に該当するケースがある。また、モニタリング運用コストに見合うガバナンス効果があるか見極める必要がある。ガバナンスに必要最低限の項目を、必要最低限の頻度で、極力低コストな方法でモニタリングするよう設計することが必要。
4. ペナルティ・インセンティブメカニズムの限界
PFの参加資格を梃にしたペナルティや、ルールの履行状態の見える化に基づくインセンティブ付与は、参加者がPFへの参加について高い必要性を認めている(例：外部ネットワーク効果等)ほど有効に機能する。

本日で議論いただきたいこと

1. ルール設計全般について

Step5(1)-(3)に記載の、PFの利用規約の位置づけ、留意点、必要な機能について追加修正すべき点はないか(p.9-11)

2. コントローラビリティについて

- 必要とされるコントローラビリティ担保機能のレベルに関する考え方に追加修正すべき点はないか (p.12)
- データ取引タイプ、パーソナルデータの種別による、必要とされるコントローラビリティ担保機能のレベルの違いについての考え方は適切か？ (p.13-15)
- コントローラビリティ担保機能の構築とそのガバナンスのためのデータ取引契約項目の考え方は適切か？ (p.16)
- コントローラビリティ担保機能の構築とそのガバナンスのために利用可能なITの考え方は適切か？ (p.17)

3. 公正な取引について(p.18)

- 公正性に関する問題について修正すべき点はないか
- PFの利用規約例に追加・修正すべき点はないか

4. ガバナンスに必要な機能について(p.19)

- モニタリングおよび、ペナルティ・インセンティブメカニズムを設計する際の留意点に追加・修正すべき点はないか
- モニタリング項目とペナルティ・インセンティブ決定・執行の判断基準の在り方
- パーソナルデータを取り扱う場合に、特に留意が必要な点はないか？